

平成十四年七月二十三日提出
質問第一五〇号

「労働者供給の概要」と題する文書に関する質問主意書

提出者
加藤 公一

「労働者供給の概要」と題する文書に関する質問主意書
別添の文書に示された考え方は、内閣の見解と同じであるか。
右質問する。

労働者供給の概要

1 労働者供給事業の原則禁止の趣旨

労働者供給事業においては、労働者供給事業を行う者の一方的な意思によって、労働者の自由意思を無視して労働させる等のいわゆる強制労働の弊害や支配従属関係を利用して本来労働者に帰属すべき賃金をはねるといふいわゆる中間搾取の弊害が生じるおそれがある。

そのため、労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合を除くほか、何人も労働者供給事業を行い、又は労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働に従事させてはならないこととされている。(同法第44条)

これに違反した場合は、供給元、供給先双方に罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。(同法第64条第8号)

2 労働者供給の定義

供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないもの。(職業安定法第4条第6項)。

具体的には、

- ① 供給元と供給される労働者との間に支配従属関係又は雇用関係があり、
- ② 供給元と供給先との間で締結された供給契約に基づき供給元が供給先に労働者を供給し、
- ③ 供給先が供給契約に基づき労働者を自らの指揮命令又は雇用関係の下に労働に従事させることをいう。

